

インフォメーション

登録衛生検査所 臨床 宮崎
TEL0985-52-6688 FAX0985-52-8093

薬剤によるリンパ球刺激試験 (DLST)

検査依頼書・新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

この度、「薬剤によるリンパ球刺激試験(DLST)検査依頼書」を新設いたします。

今後、DLST 検査のご依頼に際しては新設の依頼書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

それに伴い「細胞性免疫検査依頼書(Lc-3)」から、薬剤によるリンパ球刺激試験(DLST)を除いた内容に改訂させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

何卒宜しくご了承の程、お願い申し上げます。

謹 白

記

● DLST 専用依頼書新設の内容:

■ 「薬剤によるリンパ球刺激試験 (DLST) 検査依頼書」の新設

「麻薬及び向精神薬取締法」第一章第二条および「覚醒剤取締法」第三章および別表に掲げられている規制対象薬剤の授受が禁止されております。また、向精神薬につきましても所定事項をご記入いただきますようお願い申し上げます。

【ご署名のお願い】

ご依頼に際しては、担当医師または薬剤師のご署名をお願いいたします。

ご署名がない場合は受託いたしかねますので、予めご了承ください。

■ 「細胞性免疫検査依頼書 (Lc-3)」の改訂

上記依頼書の新設に伴い、薬剤によるリンパ球刺激試験 (DLST) を除いた内容に改訂させていただきます。

◆ 変更期日：平成 27 年 5 月下旬より順次変更

※詳細につきましては裏面をご参照ください

